

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市教育委員会
委員長職務代理 星川茂一

京都市教育委員会規則第12号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則
京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

「計画課

第1条中「計画課」を に改める。

伏見区向島小中一貫教育校開設準備室」

第2条第2項中「教員養成支援室」の右に「及び伏見区向島小中一貫教育校開設準備室」
を加え、同条第5項中「前3項」を「前各項」に改める。

第4条学校統合推進室の款に次の1項を加える。

伏見区向島小中一貫教育校開設準備室

(1) 伏見区向島小中一貫教育校の開設準備に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)